

お知らせします！長寿医療制度

～平成21年度保険料のお支払いと軽減の一部変更等について～

平成21年度の長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の保険料については、広報4月号でもお知らせしましたが、今回、国の特例措置により保険料の軽減内容が一部変更になりました。

正式な保険料は納付方法とともに7月に「保険料額決定通知書」で、個々にお知らせします。

1. 保険料のお支払いについて

【年金から保険料を引去りしている方】

4月に「仮徴収のお知らせ」または、「仮徴収額決定通知書」を送付して保険料の仮の金額をお知らせしていますが、6月は本年度第2期目の支払い月です。

2. 所得の低い方の保険料軽減が一部変更になりました！

【均等割の軽減】

所得の低い方は、均等割が軽減されますが、7割軽減の方は、昨年度に引き続き8.5割軽減となりました。

(対象になる方には変更後の額で「保険料額決定通知書」を通知しますので、改めて手続きする必要はありません。)

年金収入額		変更前	
一人世帯	夫婦二人世帯※	平成21年度の均等割	
168万円以下でかつ、被保険者全員が年金収入額が80万円以下で所得が0円		9割軽減	4,300円
168万円以下		7割軽減	12,942円
-	192万5千円以下	5割軽減	21,571円
203万円以下	238万円以下	2割軽減	34,514円

表は年金収入のみの場合の例です。
夫婦二人世帯の場合は、一方の所得が0円(年金収入120万円以下)の場合

変更後	
平成21年度の均等割	
9割軽減	4,300円
8.5割軽減	6,300円
5割軽減	21,571円
2割軽減	34,514円

7割軽減が8.5割軽減となるのは、平成21年度のみです。

【所得割の軽減】

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。(例) 年金収入のみで、年金額が180万円の場合。

- 軽減判定：180万円 - 120万円(年金控除額) - 33万円 = 27万円(軽減該当)
- 所得割額：27万円 × 9.63% × 0.5(5割軽減) = 13,000円

【社会保険など被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

長寿医療制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、加入したときから2年間、所得割がかからず均等割が軽減されます。

平成21年度は、均等割が9割軽減され、年間の保険料は4,300円です。



3. 新しい被保険者証(保険証)の交付

現在ご利用の被保険者証(保険証)は7月31日をもって期間満了となり、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい被保険者証(保険証)を郵送します。

📞 お問い合わせ 福祉課国保医療年金係 ☎ 0164-62-1211(内線126) ✉ fukushi@town.haboro.lg.jp